

○厚生労働省令第百七十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項の規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月二十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 (略)</p> <p>十五 N―(一―アダマンチル)―(シクロヘキシルメチル)― 一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十六 (略)</p> <p>十七〇七十九 (略)</p> <p>八十 (略)</p> <p>八十一 キノリン―八―イル 三―〔四・四―ジフルオロピペリジン―一―イル)スルホニル〕―四―メチルベンゾアート及びその塩類</p> <p>八十二 (略)</p> <p>八十三〇九十七 (略)</p> <p>九十八 (略)</p> <p>九十九 一―(ジエチルアミノ)エチル―二―(四―メトキシベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 N―(一―アダマンチル)―(五―クロロペンチル)― 一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>十五 N―(一―アダマンチル)―(テトラヒドロ―二H―ピラン―四―イル)メチル〕―一H―インダゾール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>十六〇七十八 (略)</p> <p>七十九 キノリン―八―イル 一―(シクロヘキシルメチル)― 一H―インドール―三―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>八十 キノリン―八―イル 一―(四―フルオロベンジル)― 一H―インダゾール―三―カルボキシラート及びその塩類</p> <p>八十一〇九十五 (略)</p> <p>九十六 N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>九十七 三―ジエチルアミノ―二・二―ジメチルプロピル 四― アミノベンゾアート及びその塩類</p>

百一〇～二百十七 (略)

二百十八 (略)

二百十九 一―「ニ―(ベンゾ「b」チオフェン―ニ―イル)シクロヘキシル」ピペリジン及びその塩類

二百二十 (略)

二百二十一～三百二 (略)

九十八～二百十四 (略)

二百十五 (新設) 一―ベンジル―四―メチルピペラジン及びその塩類

二百十六 一―(ベンゾフラン―ニ―イル)―N―エチルプロパニ―ニ―アミン及びその塩類

二百十七～二百九十八 (略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。